

9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 2番議員 | 中嶋 登 君 | 9番議員 | 玉川 清史 君 |
| 3 " | 塚田 舞 君 | 10 " | 山城 峻一 君 |
| 4 " | 松本 みゆき 君 | 11 " | 祢津 明子 君 |
| 5 " | 水出 康成 君 | 12 " | 大日向 進也 君 |
| 6 " | 宮入 健誠 君 | 13 " | 朝倉 国勝 君 |
| 7 " | 中村 忠靖 君 | 14 " | 大森 茂彦 君 |
| 8 " | 星 哲夫 君 | | |
2. 欠席議員 1番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|----------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 臼井 洋一 君 |
| 教 育 長 | 塚田 常昭 君 |
| 総 務 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 企画政策課長 | 伊達 博巳 君 |
| 会計管理者 | 大橋 勉 君 |
| 住民環境課長 | 山下 昌律 君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海 聡子 君 |
| 商工農林課長 | 竹内 祐一 君 |
| 建設 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 教育文化課長 | 長崎 麻子 君 |
| 収納対策推進幹 | 細田 美香 君 |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭 君 |
| 総務課長補佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総務係長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総務課長補佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財政係長 | 竹内 優子 君 |
| 企画政策課長補佐 | 橋本 直紀 君 |
| 企画調整係長 | |
| 保健センター所長 | |
| 子ども支援室長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 北村 一朗 君 |
| 議会書記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) よりよい教育行政を目指してほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 坂城インター線先線延伸事業についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (3) 防災・減災対策についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (4) 災害対策についてほか | 祢 津 明 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

副議長（中嶋君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

また、本日から12日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

副議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） おはようございます。いよいよ9月議会の一般質問がスタートしました。私は3点について今回の議会で一般質問を行います。

まず1点目ですが、1. よりよい教育行政を目指してであります。

イ. 教育長の教育理念についてお尋ねいたします。

教育は人をつくります。将来の主権者をつくるのにふさわしい教育はどんなものであるべきか、順次お尋ねいたします。

まず、教育長の目指す教育理念は、そして教育目標はどんなものになっているのか、教育目標はどのようにお持ちになっているのかお尋ねいたします。

次に、２００６年（平成１８年）９月に発足した安倍政権は、戦後レジームからの脱却をスローガンに、戦後間もない１９４７年（昭和２２年）に制定された教育基本法を全面的に書き換えました。第２条に我が国とそして郷土を愛する態度を養うと愛国心に関する文言を盛り込みました。

さらに、２０１５年には、これまでの教育委員会は首長から距離を取っていましたが、この改正で首長が公の場で教育政策について議論をすることが可能となり、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有できるとしてはいますが、万が一、強権的な考えの首長の場合、教育委員会が忖度し教育行政がゆがめられる可能性があります。現行の教育委員会制度についてのご見解を求めます。

次に、２０１４年に教科書検定基準を改定し、閣議決定等に基づいた記述でなければ教科書が不合格になるようにしました。その上で、一例として２０２１年４月、「従軍慰安婦」は「慰安婦」にしました。また、「強制連行」は「徴用」と言い換えられました。これが適切と閣議決定したのであります。本来、教科書は学問的で科学的な観点で作成されるべきものであります。教科書の記述が政府の意向で簡単に変更できることになりました。

また、２０１５年に道徳教育が教科化され、２０１８年度（平成３０年度）に小学校が、そして２０１９年度（平成３１年度）には中学校で全面実施されました。国の検定教科書を使い、通知表で児童生徒への評価がつけられることになりました。これらについてのご見解を求めます。

最後になりましたが、信濃毎日新聞６月２０日の大阪の吹田市の教育委員会の記事が出ていました。吹田市立に通う全小中学校の児童と生徒に対し、突然「君が代」の暗記の調査を実施しました。このような報道がありました、これに対する見解を求めます。

次に、口といたしまして、教職員の働き方改革は、

文部科学省は７月、２０２２年度の文部科学白書を公表しました。社会問題化している教員の長時間労働について、是正は待たなしと危機感を示し、学校現場の働き方改革を推進する必要性も明記いたしました。その上で、文科省の２０２２年度勤務実態調査で残業上限の月４５時間を超える教員が小学校で６割余、中学校で８割近くおり、過労死ラインとされる月８０時間を超す中学校で６３．６％に上ると記載しています。

長野県教職員組合は、国の教育白書が公表される前の６月１１日に信濃毎日新聞に意見広告を掲載しました。細かな点はいずれしかるときに行いますけれども、町立の小中学校の実態はどうなっているかお尋ねしたいと思います。

これは、信濃毎日新聞が尾木直樹さんのインタビューということで、ほぼ白書と同じ内容のことが出ています。これは白書の前に公表されております。この点で、長野県も全国と同じような状況になっているというふうに思います。

次に、中学校の部活動が指導体制の取れた部活から地域移行されております。坂城中学校の

教職員が引き続き指導に当たっている人数は何人なのでしょう。また、指導体制がぎりぎりでやらなければならないという暗黙の強制となっていないのか。その点について1回目の質問といたします。

教育長（塚田君） 1. よりよい教育行政を目指して、イとして町が目指す教育目標は、ロとして教職員の働き方改革は、このご質問をいただきました。このうち、イにつきましては内容が多岐にわたるため、少々お時間をいただいて私からお答えし、ロのご質問につきましては課長より答弁いたします。

初めに、教育長の目指す教育理念、教育目標について、ご質問にお答えします。

私は教員として、これまでに大勢の子どもたちに接してきた中で、笑顔の大切さをいつも感じてまいりました。フランスの哲学者アランは、幸福な人は、幸福だから笑っているのではない。笑っているから幸福になるのだという言葉を残しています。子どもたちが笑っていることで私自身もうれしくなるように、笑顔には不思議な力があります。

昨今、日本の子どもたちの傾向として、自己肯定感が低いことが指摘される中、私は、子どもたちが自己肯定感を高めることで、自分もまんざらでもない。ありのままの自分でよいと思うことが、笑顔につながるのではないかと考え、教員生活を過ごしてまいりました。坂城町の教育長を担わせていただくことになった今でも、この思いは大切にしていきたいと考えております。

幕末の思想家、吉田松陰の言葉に、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に、夢なき者に成功なし」があります。山村町長は、夢すなわち目指す姿として、「チャレンジSAKAKI well being」を掲げております。well beingとは、幸福で身体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のことです。

また、坂城町第6次長期総合計画においては、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」として、まちづくりの三つの基本理念の一つに、「みんなの笑顔輝くまち」があります。笑顔はまちづくりのキーワードであり、私の思いと一致しております。

加えて、小中学校のグランドデザインにおいても、坂城小学校では「高めよう自己有用感」、村上小学校では「自分の良さに気づき、自分を高めていく」、南条小学校では「わたしがかがやく、あなたもかがやく、みんながかがやく」、坂城中学校では「自分らしく楽しく学び合えるデジタルスクール」と記されており、表現の違いはありますが、いずれも自己肯定感を高めることの重要性を表しており、私も子どもたちの自己肯定感を高め、子どもたちに笑顔が広がり、さらに、町民の皆さんの笑顔へと広がるよう教育行政を進めてまいります。

あわせて、教育委員会では、第6次長期総合計画に基づき坂城町教育大綱を策定し、「未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり」と「すべての人がともにつくるまち」を目標と捉え、

「みんなの笑顔輝くまち」に向けて、教育政策を進めてまいります。

次に、坂城町教育大綱の施策を展開していくため、坂城町教育グランドデザインに掲げられている子どもの育成のための五つの計画について述べさせていただきたいと思います。

一つ目は、「生きる力と基礎学力・体力の向上」で、基礎的・基本的な知識・技能の習得と学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指してまいります。学校や地域で学習することと、家庭での宿題や自主学習を上手に関連させて、継続的な学習活動をサポートすることにより、子どもたちに自ら学ぶ力、学び続けようとする意欲を育てるとともに、一人一人の個性に合わせた教育を推進するため、従来の教育実践とICTを活用した教育を組み合わせたハイブリッド型教育を目指してまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想の推進により、ICT端末を活用した個別最適な学びとともに、ICT端末を媒介に情報交換を行い、4人グループで学び合う協働的な学びによる質の向上にも努めてまいります。

二つ目は、「ものづくりを基本とした人づくり」であります。坂城町は、企業の町、ものづくりの町として、先人の築き上げてきた常に相手を意識したものづくりの活動を通して、人づくりが行われてきています。コロナ禍で制限されていた工場見学、「さかきモノづくり展」の見学、ねずみ大根作り、米作りなどを子どもたちが学習することを通して地域のものづくりから学び、創造的にもものをつくり出す心情を育ててまいります。

三つ目は、「国際化社会を生き抜く子の育成」であります。世界的な視点で様々な問題を捉え、広い視野を持ち、異文化等を理解するとともに、相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意思を表現することのできる、グローバルな子どもの育成を目指してまいります。

現在、坂城町では、3人のALTを町独自で雇用することにより、保育園時より生の英語に触れる機会を設け、コミュニケーション能力や外国語の習得を図っております。

また、グローバル化が進む中、当町の未来を担う子どもたちの創造性と人間性を育むことを目的として、小学生の中国教育交流事業、中学生のアメリカ中学生派遣事業、高校生のタイ国研修事業などを実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響などから中断されておりましたが、様々な交流事業の再開などの検討を進め、グローバルな人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

四つ目は「幼保・小・中・高の交流連携」であります。町内には、私立幼稚園1園、保育園3園、小学校3校、中学校1校、県立高等学校1校がございます。コンパクトなエリアにまとまっている環境を生かして、キャリア教育の中核となる中学生や高校生の職場体験を保育園や小学校で受け入れるなど、様々な形で交流や連携をしております。

こうした活動に加え、English Day in坂城町等への高校生のボランティア参加、学校の種類を超えた日本語指導の連携など、新たな交流連携の在り方を検討してまいりま

す。

五つ目としましては、「多様化する子のニーズに応じた支援」についてであります。町では、一人一人の子それぞれが必要とする教育的支援や発達段階に合った教育の場を提供できるように、施設・設備の充実を図るとともに、人的支援や教育相談などを行うなど、その子のニーズに応じたインクルーシブ教育を展開しております。特に、乳幼児から18歳までの切れ目のない子育て支援においては、今までのきめ細やかな子育て支援に加え、テクノハート坂城協同組合と連携し、就労支援の充実を目指してまいります。

以上の五つの計画に沿い教育環境を整えることで、こうした環境で成長した子どもたちが身につける、自ら学ぶ力と学び続けようとする意欲は、生涯学習や生涯スポーツ活動の土台となり、生涯にわたり生きがいと心の豊かさを深めていくことにつながるものと考えております。

町では、昨年度は町体育館、本年度は文化センターの耐震補強及び大規模改修工事が続き、町民の皆様にご迷惑をおかけしております。両施設を利用できない団体・サークルに代替会場を紹介するときに団体・サークルの数の多さを再認識するとともに、坂城町の生涯学習と生涯スポーツ活動の裾野の広がりを感じております。まだ団体・サークルの設立に至らない皆様には、さかきふれあい大学等様々な講座を開催し、生涯学習の充実に努めてまいります。

現代の社会情勢は、グローバル化、AIの進歩による高度情報化、少子高齢化、世界情勢の不安定化、経済状況の変化、働き方改革など大きく変化しております。

日本の教育における課題として、子どもの学力向上に向けた対策、いじめ、不登校などの児童生徒への対応、特別支援教育の充実、外国籍児童生徒への対応、少子高齢化による児童生徒数の減少、家庭の貧困による教育格差、教職員の環境など、様々な課題が指摘されており、坂城町におきましても、同様の課題が挙げられています。

こうした状況の中、これからの教育は、様々な教育課題へ学校や家庭・地域など社会全体が一丸となって取り組んでいくことが必要となっております。

坂城町の教育スローガンは、「坂城の子は坂城で育てる」であります。坂城で育てるの坂城の主体は学校であり、家庭であり、地域であり、町民の皆様であります。坂城町において子どもたちの教育に直接携わる職員は、保育士や小中学校の教職員を含めても150名ほどと、町の人口の1%程度に当たります。

日本電産の創業者である永守重信さんの言葉に、「一人の百歩より百人の一步」という言葉があります。少人数の人だけが頑張るより、少しずつでも多くの人に関わることが、より組織を強くし、より成果が上がるということだと考えられます。私も微力ではありますが、全力を尽くしていく所存であります。

しかしながら、議員の皆様、町民の皆様のご協力とご支援なくして、坂城町の教育の発展はあり得ません。これまで以上に皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げて、教育理念、教育目

標の表明とさせていただきます。

次に、新教育委員会制度についてお答えします。新しい教育委員会制度は、2011年に大津市で起きたいじめ事件で、市教育委員会の対応の鈍さが批判されたことなどをきっかけに改められましたが、この制度の変更には三つのポイントがあります。

一つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を、首長が議会の同意を得て直接任命するようになったことであり、旧制度では、首長はあくまでも教育委員を任命するにとどまり、委員長や教育長は教育委員会が委員の中から選ぶという制度であったため、任命責任が曖昧になっていたという課題がございました。

新制度では、首長が議会の同意を得て教育長を任命することとなり、首長の任命責任が明確化されることとなりました。新教育長は、教育委員会の代表者であるとともに、会議の主宰者であり、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督者でもあります。

それに伴い、会議の議事録の作成・公表、教育委員の定数の3分の1以上からの請求で会議が招集されるなど、教育委員のチェック機能が強化されました。本町においては、教育委員が地域住民からの意見を吸い上げるなど、積極的に発言をしております。

二つ目は、執行機関として独立している教育委員会と首長との連携を強化するための総合教育会議の開催であります。総合教育会議は、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するための協議・調整の場として設置されました。

首長は、教育委員の任命、予算の編成・執行、条例提出権等、教育行政に関する権限を持っておりますので、教育について介入しやすくなるのではということが心配されておりましたが、教育委員会の執行権限は、従来どおり変わっておりません。本町におきましても、町長と教育委員会が自由な意見交換を行い、意思疎通を図る中で、それぞれが所管する事務を執行しております。

三つ目に、首長と教育委員会との連携を強化し、教育行政に連帯して責任を果たせる体制を築くため、首長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。

これに基づき、本町におきましては、令和3年に今後5年間の坂城町教育大綱を作成したところであり、これにより、町と教育委員会が教育政策を共有し、一体となって教育行政に取り組むことができると考えております。

次に、特別の教科道徳の評価についてお答えします。特別の教科道徳の目標につきましては、小学校では「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てる。」としています。

特別の教科道德の授業は、道德性、人間としてよりよく生きようとする人格的特性の育成を目指して行います。一方、道德性は目に見えない内面的資質であり、授業において道德性が育ったかどうかは、容易に判断することはできないことから、児童生徒の道德性が育ったかどうかを評価することは困難であります。

このことから、特別の教科道德、学習指導要領の第3、指導計画の作成と内容の取扱いの4には、「児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と明記されており、評価のポイントは、道德性そのものを数値などでは評価しない、道德性そのものを評価するのではなく、授業の中で見られる児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を記述するとされています。

具体的な学習状況の評価例としては、道德的な価値を実現することの大切さや難しさについて、自分ごととして考え、発言することができた。友達の考えと自分の考えを比較しながら、よりよい考えを追究し、自分の願いを持つことができた。登場人物が置かれた状況を自分ごととして考えたり、自分の経験を振り返ったりしていたなどで、道德性に係る成長の様子の評価例としては、登場人物の生き方について、自分にとって何が大切かを考えるようになってきましたなど、児童生徒の道德性そのものに対する記述はしないようにしています。

目に見えない内面的資質である道德性について評価しないことは、児童生徒が物事を広い視野から多面的・多角的に考える上でも、重要であると認識しております。

次に、「君が代」の暗記についてのご質問にお答えします。

学習指導要領には、国歌「君が代」はいずれの学年においても歌えるように指導することとされています。しかし、暗記をすることまでを求めているわけではないという見解が示されています。

「君が代」を暗記しているかどうかを手を挙げて調査することなど、子どもたちの内心の自由を超えて、暗記の強制を想定させるようなことは、十分に配慮すべきと考えております。

教育委員会制度の意義の一つとして、政治的中立性の確保があります。調査の依頼につきましては、調査の内容や目的、調査結果の活用方法など、事前に慎重に検討されるべきであるとと考えております。

特に、子どもたちの内心に迫るようなセンシティブな内容については、より一層慎重に対応すべきであると認識をしております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、ロ. 教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持てる力を発揮できる環境を整えていくことが

必要となっております。

現在、全国的に学校教員が不足する中、教員確保を図るため、また、教員自らの生活の質や教員人生を豊かにするため、教員業務の負担軽減などの働き方改革の取組が進められております。

この取組の中で、教員の残業・勤務時間の縮減が大きな課題となっており、文部科学省では、平成31年に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、教員の1か月の残業時間を45時間以内とすることを示しております。このガイドラインの内容は、令和2年に、教員給与特別措置法に基づく指針として位置づけられ、教員の残業・勤務時間の縮減が推進されております。

しかしながら、ご質問にありますように、今年公表された国の令和4年度教員勤務実態調査の結果によりますと、残業が国の基準である月45時間を超える計算となる教員の割合は、小学校で64.5%、約6割、中学校では77.1%、約8割と、依然として高い水準で推移しているところであります。また、過労死ラインとされる月80時間を超える計算となる残業を行う教員の割合は、小学校で14.2%、中学校で36.6%となっております。

国の教員勤務実態調査につきましては、全国の小中学校からそれぞれ1,200校ずつと高等学校300校の常勤の教員を対象に、8月、10月、11月のいずれかの月の連続する7日間の勤務状況について調査を行ったものでございます。

前回の平成28年度調査と比較し、教員の在校時間に減少が見られたものの、申し上げましたとおり、全体的に時間外勤務を行う教員が多い状況となっております。

当町の小中学校における令和4年度の教員の残業・時間外勤務の状況につきましては、県教育委員会が実施する教員の年間の勤務時間調査を基に申し上げますと、まず、小学校3校につきましては、令和4年度の教員1人当たり1か月の平日における時間外勤務の平均時間は38時間31分、休日の勤務時間の平均時間は1時間5分でありました。また、月45時間以上の時間外勤務を行った職員の割合は、延べ人数の割合で42%、このうち、月80時間以上の時間外勤務を行った延べ人数の割合は5%となっております。

次に、中学校につきましては、教員1人当たり1か月の平日の時間外勤務の平均時間は32時間54分、休日の勤務時間の平均時間は7時間3分でありました。また、月45時間以上の時間外勤務を行った職員の割合は、延べ人数の割合で36.9%、このうち月80時間以上の時間外勤務を行った延べ人数の割合は4.3%となっております。

町内小中学校におきましては、国の実態調査との単純比較は難しいですが、年間を通じて見ますと、月45時間を超える時間外勤務を行う職員の割合は、全国平均より下回っております。町の小学校では、4月から6月にかけて月45時間を超える教職員の割合が高くなるなど、年度の初めに時間外勤務が増加する状況でございます。

また、月80時間以上の時間外勤務を行った教員数についても、小中学校ともに1学期に偏っている傾向が見られるところであります。

町内小中学校においても、少子化によるクラス数の削減などにより教員数が減少し、教員一人一人にかかる公務の負担が大きくなっている傾向がうかがえます。

また、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を利用する教育環境の整備により、ICTを活用した授業改善など新たな取組への対応が求められているところであります。

こうした中で、教員が教育活動に専念できるよう、町教育委員会といたしましても、町内小中学校における教員の負担を軽減し、時間外勤務の縮減を図るため、教員の勤務環境の改善を進めてきております。主な取組といたしましては、平成28年から校務支援システムを導入し、教員間の情報共有など校務の効率化を図っているところであります。

また、県が配置する教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）に加え、町が単独で小中学校に各種支援員を継続して配置し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、授業の準備や特別な支援を必要とする児童生徒へのサポートを行い、教員の負担軽減を図っております。

そのほか、令和3年度から運用を開始した1人1台端末につきましては、設定・管理業務を専門業者に委託するとともに、ICT支援員が各校を巡回し、端末の利用や授業への活用など教員に対してサポートを行っております。

職員室や事務室のOA機器などに関しましても、学校側のニーズを踏まえ整備を進め、業務の効率化を図っているところでございます。

今後につきましても、少子化等に伴い教員数の減少が進む中、教員の負担を軽減するために、学校の効率化の推進が必要となってまいりますので、学校側と連携を密にし、支援員などの人的支援の在り方や、校務支援システムをはじめとするICT環境の利便性の向上など検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問のありました中学校における部活動の地域移行に関し、教員の指導者への参加の状況についてお答えいたします。

国は、少子化が進む中、生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保し、また、教員の働き方改革を進めるため、中学校部活動の休日の活動を段階的に地域に移行していくことを進めているところでございます。

町でも、令和5年度から千曲市との共同による地域移行の受皿として、今年の3月に千曲坂城クラブを発足し、月1回程度の活動から、休日部活動の地域移行を開始したところでございます。

この千曲坂城クラブでは、地域などから各専門部の指導者の確保を進めておりますが、本人の希望により教員がクラブの指導を兼ねることが認められております。現在、千曲坂城クラブ

の指導者数は、クラブ全体で178名で、そのうち教員は51名という状況でございます。また、坂城中学校からは、部活動顧問全体の約4分の1にあたる6名の教員が指導者として登録しております。

千曲坂城クラブへの指導者としての参加は、教員の任意となっており、指導者の登録を希望する教員は、学校長を経由して教育委員会に兼職兼業の申請をした上で、クラブに登録を申し込むこととなっております。

教育委員会といたしましては、部活動の地域移行は現在過渡期であり、部活動顧問など教員の協力が得られることは、生徒にとって、普段から指導している教員が地域移行後の千曲坂城クラブの指導者として、引き続き休日の指導に関わることで指導内容の継続性が保たれ、安心した環境で活動ができること、また、生徒がクラブに入会しやすいこと、クラブの指導者確保の面でメリットがあるものと考えております。

しかしながら、教員の負担軽減という部活動の地域移行の趣旨からすれば、いずれは地域の指導者が主体となって運営できることが望ましいものと考えております。

ご質問にありました指導者登録について暗黙の強制があるのではという点につきましては、千曲坂城クラブの指導者登録は、あくまでも自ら指導を希望される教員の方々が兼職兼業届を提出し、指導者登録をさせていただいているものと認識しております。

今後におきましても、指導者の確保にあたっては、部活動の地域移行の趣旨・目的について、学校や教員だけでなく、生徒や保護者、地域の皆様にもご理解いただく必要があると考えております。引き続き、千曲坂城クラブの活動と併せて部活動の地域移行の趣旨を周知する中で、指導者を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 大変長い時間を答弁いただきました。教育長には思いの丈を語っていただきたいということでありましたので、やむを得ないと思います。内容は非常に広範囲にわたっております。今後、教育長、そして今の教育文化課長の答弁について精査させていただき、次の機会に2回目の質問をゆずっていききたいというふうに思います。

もうあと20分しかありません。あと二つ残っていますので、要点だけで質問してまいりますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

農水省は、8月7日に2022年度のカロリーベースの食料自給率が前年度と同じ38%ということでありました。生産ベースでも自給率が5ポイント低下して58%ということで、1965年以降でもう最低であったということで、日本は先進7か国中最低水準となっております。

そこで、農水省は将来の目標を設けているわけですがけれども、残念ながら坂城町においては農業従事者の平均年齢が67.9歳、耕作放棄地の拡大や、さらに工業用地への転用や国道バイパスなどの交通網などで耕作面積が減少しております。今こそ農業の地産地消を推進すると

ともに、地域内循環型農業、この転換が必要だと考えています。

イといたしまして、有機農業の推進を。

農水省は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、有機農業の生産から消費まで一貫して取り組むオーガニックビレッジの創出に向けてを発表し、2025年までに100市町村、2030年までに200市町村を創出するということを目標に、全国から募集しています。

町においても、これに応じて有機栽培農業の推進に取り組めないかお尋ねいたします。

これで1回目の質問といたします。

商工農林課長（竹内君） 2. 町の農業はどうなる、イ. 有機農業の推進をのご質問にお答えいたします。

有機農業につきましては、有機農業の推進に関する法律において、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しない、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減するといったことが定義されており、環境に負荷をかけずに土壌本来の生産力を発揮させる栽培方法として、十分な土壌づくりと栽培管理の下で、安全で商品価値の高い作物が栽培できるとされております。

また、有機栽培は、食品や農林水産分野において農林水産大臣が定める日本農林規格（JAS）で認められた農薬以外は使用できないこととされており、有機農産物として市場に出すためには、登録認証機関から有機JAS認証事業所として認定を受ける必要があります。

このように、有機栽培による農産物は、農薬や化学肥料などを使用する従来の慣行栽培による農産物に比べて、厳しい制限の下、農薬や化学肥料を使わない安心感から、商品価値の高い食材として認知されてきており、大規模な営農が営まれる地域を中心に有機農業に取り組む農家が徐々に増えてきているところであります。

しかしながら、有機農産物として認証を受けるまでには、土壌づくりなど圃場の整備に膨大な時間を要すること、また、栽培においてもJAS認定農薬以外は使用できないため、病害虫や雑草対策など栽培管理に労力とコストがかかることなどから、従来の慣行農業に比べてその割合は依然として低い状況であります。

こうした中、ご質問にもございましたように、農林水産省では、有機農業の生産から消費までを一貫して、農業者のみならず、流通・加工・消費までを地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出を進めており、2025年までに100市町村、2030年までに200市町村の創出を目標に、先進的なモデル地区を順次創出し、横展開を図っていくため、全国各地での産地づくりの取組を支援・推進していくこととしております。

県におきましても、有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減する農法として、環境にやさしい農業の一つに位置づけるとともに、今年3月には第4期長野県有機農業推進計画を策定し、農業を取り巻く情勢の変化に対応しつつ推進していくこととしており

ます。

町における有機農業への取組については、県の方針にのっとり有機農業の推進に努めているところではありますが、農業従事者の減少と新規就農者の確保に苦慮している状況において、有機JAS認証に膨大な時間を要すること、栽培管理に労力とコストがかかること、また、栽培技術が確立しておらず、農家の勘と経験に頼る部分が多いことから、収量や品質が安定しないことなど課題が多い上に、圃場においても周辺から使用禁止資材が飛来、流入しないように必要な措置を講じていること、といった厳しい条件も満たす必要があることなどから、当町においては有機農業の普及が進んでいない状況であります。

今後、有機農業への取組を促し推進していくためには、有機農業に対する理解を深めていただく機会、また、有機栽培に向けた生産方式や栽培技術が習得できる機会が必要であると考えているところであり、町内の就農者に対して、県農政部ほか関係機関において開催される有機農業に関するセミナーや栽培技術に関する研修会などへの参加を促していくとともに、先進的有機農業者の生産技術事例などの情報収集、情報発信などに引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、収益性の面においても、有機農業で生産された農産物のコストや労力が評価された適正な価格での取引につなげていく必要がございますので、消費者のみならず地域における有機農業に対する理解を促し、より一層推進していくため、町ホームページや広報誌などを通じて、有機農業への理解促進に努めてまいりたいと考えております。

有機農業は、自然循環機能を最大限に生かした環境への負荷の少ない農法であるとともに、近年では、生物の多様性保全や地球温暖化防止などにも高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組を拡大することは、SDGsの達成にも貢献するものとされております。

課題も多く、なかなか普及していない状況ではありますが、まずは、農業者をはじめ流通・加工業者や消費者といった地域全体において有機農業に対する理解を深めていくための広報・啓発活動を推進し、併せて、県やJAなど関係機関と連携して有機農業の推進体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） どうも答弁ありがとうございました。町長にお尋ねします。千葉県のみすみ市では、市長が有機農業が息づく産地づくりを決断いたしまして、有機農業者ゼロからスタートさせて、今では全国の参考になるような取組が行われております。

また、今治市では1983年（昭和58年）の頃から学校給食の自校式化に切り替え始めて、これを皮切りに、地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興、この三つの柱にずっと取り組んできております。全国の自治体で今治市の取組をバイブルだというようなことで、参考にしているところがあります。

やはり、まず町長の決断が、この有機農業を進めるところで大事なのではないかと、そのご

決断はいかがなものかということで質問いたします。

町長（山村君） 時間がないので、簡潔に申し上げます。今、竹内課長が説明しましたように、有機農業については、非常に重要なテーマだと思っております。しかしながら、現状は非常に厳しい問題があります。さっきの農薬の話とか。

したがって、国・県の状況を見まして、有機農業を推進するということでは検討していきたいというふうに思っております。以上であります。

14番（大森君） どこも首長、町長が決断するということからスタートしているんですね。そもそも、農業は有機栽培だったんです、当初は。それを大量生産、大量販売ということで農薬、肥料、化学的なものを使ってやってきたということが大きな問題になってきているということです。

有機栽培を始めることによって、土壌の小さな虫だ、あるいは細菌が、そういう除草だとかいろんな点で効果を発揮してくるということで、生物の多様性を非常に重視する農法だということでもありますので、ぜひ検討してやっていっていただきたいというふうに思います。

次に、3といたしまして、上水道の広域化についてお尋ねします。

イ．現状と今後のロードマップは

長野市、千曲市、上田市、そして坂城町の4市町で上水道の広域化が検討されています。当町では自前の水源がないため、県営水道の恩恵を受けております。こうした中で、広域化の検討会議での坂城町の立ち位置はどのようになっているのか。

次に、今後、企業団の設立を検討していくということが言われていますが、企業団というのはどういう企業団なのか、どういう組織なのか。そして、今私が考えるのは、住民の目が届かないような組織になってしまうのではないかとということで、非常に危惧しております。これについてどのように検討されているのでしょうか。

そして、広域化の後、民間企業へ譲渡する考えは検討されているのでしょうか。これについてお尋ねいたします。

町長（山村君） ご質問いただきました3番目の上水道の広域化について、現状と今後のロードマップについては、重要なテーマでありまして、私は積極的に関与していきたいというふうに思っております。時間が10分しかありませんので、多少早口になりますけれども、重要なテーマでありますので、説明させていただきます。

まず初めに、これまでの取組の経過についてご説明申し上げます。水道事業につきましては、将来の人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新費用の増加などが見込まれることに加えまして、少子化による担い手不足、多発する大規模災害への対応などから、全国的に水道事業の経営環境の悪化が懸念され、平成30年12月に水道法の一部が改正され、広域連携の推進を含む事業の基盤強化が打ち出されております。

令和2年度には、上田市、千曲市、長野市では、市水の経営を行うとともに、3市は当町も含み県営水道供給エリアにもなっていることに加え、地形的にも上流から下流へ自然流下できる利点もあることから、関係団体の給水地域を対象として、厚生労働省が当地域をモデル地区として選定し、同省事業により水道施設の最適配置計画の検討がされました。

検討の結果といたしまして、最も上流に位置する上田市染屋浄水場から、下流の犀川浄水場までの送配水ルートを整備し、浄水場においては状況に応じて段階的にダウンサイジングするなど、水道施設の最適配置を行うことで、施設管理の効率化が見込まれるとの報告がされたところであります。

厚生労働省からの最適配置計画の検討報告を受け、令和3年7月には、長野市、上田市、千曲市、坂城町の関係4市町の首長が連携し、県知事に対し、1番目として、上田長野地域水道事業広域化研究会への県企業局の参画と、その取組を支援すること。2番目として、上田長野地域水道事業広域化研究会の取組を水道広域化推進プランに反映すること。3番目として、水道の広域化を推進するための予算を確実に確保するよう、国に対して強く働きかけること。4番目、水道広域化に関する事業に係る地方財政措置について、広域化の実現に向けて事前に実施する詳細な検討に係る費用についても、地方財政措置の対象となるよう、国に対して強く働きかけることの要望書を提出したところであります。

あわせて、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討するため、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、当町も構成員として積極的に関与し、検討を重ねており、現在のところ5回の研究会と61回の幹事会が開催されている状況であります。

特に当町からは、千曲川の左岸側、村上地区のみに布設されている水道送水幹線について、災害時も含めて全町に安定した給水を行えるよう、右岸側へも幹線を布設する送水幹線の二重化の必要性と、水道の供給を受けている上田市諏訪形浄水場機能が災害等により機能が停止した場合に、染屋浄水場からの供給を行える連絡管の新設等の重要性について強く要望し、検討に加えているところであります。

令和3年度に実施いたしました広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果といたしましては、広域化による施設規模の適正化や国庫補助金の活用などから、事業の統合により50年間で669億円の効果があると試算されたところであります。

これまでの研究会におきまして、検討をいたしました内容につきまして、水道を利用する皆様の視点からご意見を伺うことが大変重要なことと考えており、事業者ごとに水道水をご利用いただいている皆様への説明をさせていただいているところであります。

当町につきましては、昨年の10月に役場講堂において、当町へ水道水の供給を行っている長野県企業局による説明会を開催し、48名の参加をいただきました。また、今年の1月には

子育て支援センターにおいて、子育て世代の皆様を対象とした説明会を開催し、11名のご参加をいただき、あわせて、説明会の都度、アンケート調査も実施してまいりました。

説明会でのご意見やアンケート結果を拝見したところ、ご参加いただいている皆様には、当地域で検討をしている広域化・広域連携について、一定のご理解をいただけたものと認識しております。

以上、これまでの経過について申し上げましたが、当町の検討会議での立ち位置についてですが、現在、当町では、町内のほとんどが県営水道の給水エリアとなっており、水道事業者として経営を行っていない状況であります。

先ほど申し上げましたが、水道事業者共通の課題として、今後、本格的な人口減少や節水機器の普及等により使用水量の減少が予測され、水道経営がますます厳しさを増す状況が予想されることに加え、水道施設や設備が老朽化を迎え、施設の更新や大規模な災害対応のための資金の確保など、多くの課題が挙げられております。

当町といたしましても研究会に積極的に関与することで、県企業局及び関係4市町が将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、同じ立ち位置で相互協力しながら、当地域の水道事業の将来のあるべき姿について検討をしていく必要があると思っております。

続きまして、広域化後の住民及び議会のチェックについてのご質問であります。広域化して事業統合を考えた場合、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体の一部事務組合である企業団を設立して、事業を運営することを想定しており、先進事例である香川県、群馬県、岩手県中部などの先進事例も一部事務組合であり、これを参考にしていきたいと思っております。

これら一部事務組合には企業団議会が存在しており、当地域のフレームでもこの企業団議会を設置することを前提として検討しております。

企業団議会には、町議会の皆様におかれましても、葛尾組合や千曲坂城消防組合と同様に所属いただいて、条例や予算など種々の議案に対して議決をいただくところであります。

最後に、広域化の後、民間企業への譲渡の考えについてであります。現在、各水道事業者は、水道料金の徴収業務をはじめ、浄水場の運転管理業務や各戸のメーター交換など、様々な業務に対して、その業務に精通した業者へ委託することで、業務の効率化などを図りながら、水道事業に取り組んでいるところであります。

ただし、経営主体そのものを民間譲渡する議論は、現在、研究会の中では議論として上がっておりませんので、公営企業として経営をしていくということになっております。

今後も、皆様方に情報提供し、皆さんと一緒に議論していきながら進めていきたいと思っております。

いずれにしましても、坂城町にとって、この水道事業の広域化による統合は、大変重要な事

項とっておりますので、さらに関係市町並びに県企業局とさらなる議論を進めていきたいと考えております。以上であります。

14番（大森君） 水道水源を持っていないと、経営しないということで、非常に立ち位置からいったら弱い立場に立っているのかとちょっと心配したわけですが、町長の答弁で積極的に関与していくという答弁をいただきました。また、企業団内に一部事務組合的に議会を設けていくということで、住民のチェックも入るということでもあります。

しかしながら、民間への移行というのは、やっぱり将来必ず話が出てくるだろうと。これは国の制度が変更されて、民間の参入もオナーという法律になりました。そういう点で、今、世界、ヨーロッパのほうでは、水道の民営化がどんどん以前は進んでいたんですが、最近では、イギリスの水道会社では倒産の危機になって、漏水や汚水の垂れ流しが頻発しているということで、再公営化を求める声が高まっている。株式等になりますと株主の配当のほうに優先され、住民の健康と命の水、これについて非常におそろかになる。こういう点でもやっぱり民営化に向けての議論は絶対しないということをここで申し上げまして、私の一般質問を終わります。

副議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時01分～再開 午前10時11分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の一般質問といたしまして、山村町長が掲げております安心と信頼、「輝く未来を奏でるまち」にあります暮らしと産業、快適なまちづくりの中から、県道インター線先線の延伸に関する質問と、暮らしやすい安心なまちづくりの中から、災害対策の推進についての2項目と町民からの要望事項である町単補助事業について質問をいたします。

1. 坂城インター線先線延伸事業について

現在、坂城町における道路網整備の中で、最も大きな事業とされる坂城インター線先線の工事並びに延伸事業についてお聞きします。

イ. 現工事区間の開通の見通しについて

平成27年度に事業化されましたインター線先線については、現在工事が行われております。この区間の現在の進捗状況と開通見通しの時期についてお聞きします。

ロ. 令和4年11月と令和5年6月に開催された網掛地区地権者説明会の概要について

この件につきましては、当初の計画線から地権者の要望による基本計画の変更が可能かどうかの検討結果の状況についてお聞きします。

ハ．地区説明会の開催見通しについて

基本計画の修正案がまとまる時期と、その後に計画されております地元地区説明会の開催見通しについてお聞きします。

ニ．事業スケジュールの進展について

今年3月議会の一般質問において、事業スケジュールについては、計画どおり県において事業評価の検討を行い、令和6年度に新規事業として採択となるよう準備を進めていると答弁がありました。地権者説明会からの修正案が事業の進展に及ぼす影響はどうかお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま、宮入議員さんから1番目の質問としまして、坂城インター線先線延伸事業について、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。今、議員からもお話ありましたように、この道路建設につきましては、坂城町にとって非常に重要な道路建設であります。インフラであります。後ほど申し上げますけれども、これは県の事業でありますけれども、せんだっても県の建設部に要望を申し上げたところでもありますけれども、非常に力強い回答をいただいておりますので、順次回答を申し上げます。

まず1番目、イの現工事区間の開通の見通しについてでありますけれども、千曲建設事務所が事業主体である主要地方道、県道ですけれども、坂城インター先線の国道18号からテクノさかき工業団地までの約400メートルの区間につきましては、お話がありました平成27年度に事業化され、今年度末の供用開始を目指し、現在、舗装工事についても実施しているところでございますので、恐らく今年度中には開通するのではないかと考えておりますので、できれば皆さんと一緒に開通のお祝いをしたいというように考えております。

次に、ロの令和4年11月と5年6月に行われました地権者説明会の概要についてであります。令和3年度から予備設計に着手しました坂城インター線の先線から、千曲川を渡って国道18号バイパスに接続する区間につきましては、地形測量に基づいた地形図をベースに、線形や基本計画案がまとまり、令和4年11月21日に網掛公民館、11月29日に中之条公民館において、地権者を対象とした道路計画の説明会が実施されたところであります。

説明会では、国道18号の慢性的な交通渋滞の解消や、災害・緊急時の輸送ルートの確保、工業団地へのアクセスルートの構築などを目的として、現在事業中の中之条工区の終点から千曲川を渡河し、計画中の国道18号バイパス交差点までの約900メートルの区間で、車道2車線と両側に自転車通行帯、歩道を含む全幅14メートルを予定しているなど、基本計画案の概要について説明されたところであります。

2地区での説明会を通しまして、基本的な計画についてはご了解をいただきましたが、網掛地区の地権者の方から、既存町道からインター先線への取付け道路の勾配について、車椅子利用者等に配慮した緩やかな勾配にすることや、雨水排水を適切に処理できる水路断面への変更

など、いくつかのご意見ご要望があったことから、千曲建設事務所で一旦持ち帰り、いただいたご意見等をできるだけ反映させた基本計画案の変更を行ったところであります。

当初のスケジュールでは、11月の説明会でのご意見やご要望を集約し、今年2月頃には、地元地区への説明会を開催する予定でありましたが、先ほど申し上げた基本計画の変更案の作成に時間を要したこと、また、事前に変更対象地区の地権者の皆様にご確認をいただくことが、より丁寧な対応であると考え、網掛地区の地権者に対しまして、2回目の説明会を6月26日に開催し、変更箇所等の説明がされる中で、おおむねご理解をいただけたものとお聞きしているところであります。

続きまして、ハの地区説明会の開催見通しについてであります。先ほども申し上げましたとおり、基本計画案につきまして、地権者の皆様におおむねお認めいただけましたので、現在、地元地区への説明会について、事業主体である千曲建設事務所において、この秋開催に向けて、日程調整を行っている状況であります。

また、この事業スケジュールの進展につきましては、長野県議会6月定例会において、千曲川を渡り、国道18号バイパスの接続部に当たる区間までの路線変更が可決されたところであり、当初の計画どおり、令和6年度に新規事業として採択いただけるよう準備を進めているとお聞きしております。ですから、その先が6年度に新事業採択になるだろうということです。

町といたしましても、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の取組としまして、現在事業中の中之条工区の早期供用開始と、今回の基本計画案でお示した千曲川を渡河する中之条から網掛工区の早期事業化について、去る8月22日に県建設部に対して要望活動を実施したところであります。これは議員もご存じであります。

県道坂城インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないよう、交通ネットワークの多重化といった効果も期待されることから、町といたしましても、引き続き、議員各位をはじめ地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について、町長より丁寧な答弁をいただきました。坂城インター線先線延伸事業については、国道18号バイパスに直結する事業であることから、町民の関心も非常に高いため、今後においても県への陳情等働きかけに努めていただきたいと思います。

以上で、坂城インター線先線延伸事業についての質問を終わります。

2. 防災への取り組みについて

次に、2として防災への取り組みについてお聞きします。今年は、9月1日に関東大震災から100年の節目の年となり、全国的にも防災意識が高まった中、坂城町においても8月

27日に総合防災訓練が実施されました。そのような状況下、今年も既に台風が13号まで発生しており、各地に被害の爪跡を残しております。

また、一方においては、台風の発生に関係なく、全国各地で線状降水帯、ゲリラ豪雨等異常気象が多く発生し、こちらも甚大なる被害が連日のように報道されております。これらは、いずれも防災面での対応が極めて難しい事象です。

以上のことから、イ、2019年の19号台風による被害状況を踏まえて、これまで取り組んできた内容と今後の対応についてお聞きします。

2019年の19号台風は、坂城町においても様々な課題が浮き彫りになったかと思えます。この経験を踏まえて、今日までの4年間において取り組んできた内容は多々あったかと思いますが、その実績と今後の防災への対応についての考えをお聞かせください。

以上の質問について答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） 2. 防災への取り組みについてのご質問にお答えします。

令和元年東日本台風は、10月6日に発生し、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となりました。その後、12日には北寄りに進路を変え、東海道沖を北北東に進み、12日夜に大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けたものであります。

県内には、10月12日の土曜日から13日の日曜日にかけて最接近し、当町を含む千曲川沿線にも甚大な被害をもたらしました。

町内におきましても、10月11日19時から12日の23時までの降水量が151.5ミリ、1時間の雨量が最大で14.5ミリを確認し、12日には最大瞬間風速31.8メートルを記録したところであります。

町における対応といたしましては、台風の接近が予想されていたことから、前日の11日に課長会議を開催し、監視を続けていたところではありますが、その後大雨警報等が発令され、千曲川の水位も上昇してきたことから、12日の土曜日午後2時には災害対策本部を設置し、災害対応に当たったところであります。

台風の接近に伴い、大雨、強風が想定され、千曲川の水位も上昇することが見込まれることから、午後2時49分に文化センターへ自主避難所設営を伝達いたしました。

その後も千曲川の水位がさらに上昇し、越水のおそれもあったことから、避難勧告を発令し、町内各小学校、文化センター、老人福祉センターの5か所に避難所を開設したところであります。

町の対応に関しましては、これまでの検証を通して様々な課題を精査し、以降の対応指針としていくために、全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、有事の対応について検討するとともに、情報の共有を図ってまいりました。

その中では、避難所における停電時の電力確保の必要性や避難情報の発令の在り方の見直し、自主防災会との連携強化といった課題も挙げられていたところでもあります。

今日までの4年間において取り組んできた内容と今後の対応の考えといたしましては、まず、令和元年東日本台風の教訓を生かし、その後の町の防災対策につなげるため、町総合防災訓練を見直したところでもあります。

台風被害を見据えた、より実践的な訓練とし、各地区の自主防災会と町側との情報伝達のほか、避難所を開設した際の運営方法などについて、各地区の自主防災会の皆さんも参加していただく中で行うこととしてまいったところでもあります。

また、避難所における停電時の電力確保に関しましては、令和2年度には中核避難所となる村上小学校体育館に蓄電設備を整備して以降、令和3年度に坂城小学校体育館に、そして、今年度において南条小学校及び文化センターに整備することとしており、各地域の中核避難所が停電した際にも一定の電気が使える体制を整備しているところでもあります。

また、避難情報の発令の在り方といった面では、対象区域を特定し、よりわかりやすく簡潔な内容で例文化し、迅速な情報伝達に備えているところでもあります。

次に、地域との連携強化といった点におきましては、東日本台風を通して改めて地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助が大変重要であるとの認識の下、毎年地区防災説明会を開催し、区長の皆さんに対して避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や移動系防災行政無線の使用方法などについて、お話しさせていただいてきたところでもあります。

そのほか、備蓄資材を避難所となる小学校等に配備するとともに、段ボールベッドやパーテーションなどの充実に努めたところでもあります。

今後におきましても、引き続きこうした取組を続け、自治区や自主防災会と連携を図るとともに、関係機関とも連携を密にして、地域防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところでもあります。

6番（宮入君） 町による防災に対する取組について、事細かく説明をいただきました。坂城町においても、暮らしやすい安心なまちづくりをつくる上で、加えて災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。

また、台風による被害として大雨による河川の氾濫が挙げられます。坂城町には千曲川をはじめとする一級河川等がいくつか流れておりますが、その一つであります網掛区から月見区を經由して上五明区を流れる福沢川があります。その福沢川の現在の状況は、県道77号との交差から下流が、特に川幅いっぱい背丈をはるかに超える大きな草が生い茂り、上流からの土砂等が堆積する大きな要因になっているかと思われ、増水時の危険性が考えられます。

一方、県道77号との交差から上流については、昨年度において、町並びに地元自治区から

の働きかけをもって大規模的に土砂の撤去を行っていただきました。今回の土砂の撤去の要望においては、対象区間が長く、工事期間についても日程を要することが考えられますので、町でも県に対して要望されているとは思いますが、引き続き強力に要望していただきたいと思えます。

以上で、防災についての取組の質問を終わります。

最後の質問として、3. 町単補助事業についてお聞きします。

町単補助事業は、町内各自治区からの切なる要望であることを踏まえて、現状と今後についてお聞きします。

イ. 各自治区からの申請から工事完了までの手順について

町単補助事業については、商工農林課、建設課、住民環境課宛てに各自治区から優先順位を明記の上申請されますが、申請から工事完了までの流れをお聞かせください。

ロ. 現在の各自治区からの申請状況について

令和5年度における各自治区からの申請件数について、各課ごとにお聞かせください。

ハ. 申請案件の今後について

1として、令和4年度の町単補助事業の実績について、新規の事業と継続事業の内訳をお聞かせください。

2として、各自治区からの要望を迅速かつ多く対処する上で、令和6年度以降において予算の増額のお考えをお聞かせください。

以上の質問について答弁をお願いします。

建設課長（堀内君） 3. 町単補助事業についてのご質問に順次お答えいたします。

町単補助事業につきましては、比較的小規模な箇所（道路や水路などの維持補修など）について補助する事業であり、町単補助事業の事業開始当初は、地元住民の皆様の労務提供により、U字溝の設置やコンクリート舗装など、町から自治区への原材料の支給が事業の始まりであり、時代の変化とともに労務提供が難しくなったことから、自治区が事業主体となり工事を発注する現在の方式による補助事業に変化してきたものであります。

ご質問の町単補助事業の申請から工事完了までの流れについてであります。毎年年末に開催される行政協力員会において、翌年度分の町単補助事業の申請依頼をし、各自治区において緊急性の高い2から3か所について、優先順位をつけていただき申請していただいております。

ご提出いただいた申請書に基づき、道水路等については建設課、農林道及び用水路等は商工農林課、また交通安全施設及び防犯灯は住民環境課において、4月から6月に各区長はじめ自治区の役員の皆さんと担当課職員で申請箇所の現地調査を行い、緊急性や優先順位等を尊重し、考慮した上で担当課において箇所決定の原案を作成しております。

その箇所決定の原案により、各課で協議を重ねた上で、理事者を含めた調整会議を開催し、

地域バランスも考慮しながら総合的に箇所決定をしております。

調整会議による箇所決定後は、それぞれ箇所決定通知を区長に送付した後、順次設計書とともに、町単補助工事施工指示書を送付しているところであります。

各自治区は、指示書及び設計書を受け取った後、施工業者を決定発注し、工事施工後及び原材料の購入後に、その実績に基づいて実績報告を各担当課に提出していただき、担当課において現地などを確認後、補助金を自治区へ交付し、自治区から施工業者へ支払いをしていただく仕組みとなっております。

次に、現在の各自治区からの申請状況についてお答えいたします。

令和5年度の町単補助事業申請件数ですが、建設課につきましては27区111か所、商工農林課では13区37か所の申請があり、住民環境課では交通安全施設17区46か所、防犯灯10区28か所の申請があった状況であります。

次に、令和4年度の町単補助事業の実績についてお答えいたします。

4年度につきましては、道水路等は25区90か所の申請に対し、24区24か所の箇所決定をし、そのうち新規が13か所、継続が11か所となっており、農林道及び用水路等は12区35か所の申請に対し、箇所決定が12区12か所、そのうち新規が4か所、継続が8か所となっております。

また、交通安全施設については、12区26か所の申請に対し、箇所決定が5区5か所、そのうち新規が4か所、継続が1か所となっており、防犯灯に関しましては、17区40か所の申請に対し、箇所決定が12区12か所、全て新規であります。

次に、令和6年度以降の予算増額の考えはについてであります。先ほど申し上げさせていただいた町単補助事業等の申請につきましては、建設課、商工農林課及び住民環境課ともに、毎年多くの申請をいただいている状況であります。

このような状況も踏まえ、引き続き各区長さんをご相談させていただきながら、申請内容や現場を詳細に調査させていただき、補助事業を含めた他の事業での対応が可能かどうかについても併せて検討した上で、町単補助事業等の予算の増額につきましては、年度ごと町全体の予算を総合的に判断することが必要であると考えております。

6番（宮入君） ただいま、各項目について丁寧な答弁をいただきました。町単補助事業は町民の生活に直結する事業であると思いますので、今後においても申請内容を十分に精査していただき、迅速な対応をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

副議長（中嶋君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

7番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

1点目、防災・減災対策について。

9月1日が防災の日の淵源となった関東大震災は、今から100年前、1923年の9月1日に発生。一人一人が地震大国に生きていることを再認識し、一層の事前防災に取り組む契機となりました。

関東大震災は、マグニチュード7.9とされる地震によって建物倒壊や火災、津波などが起きました。約10万5千人という死者・行方不明者数は、明治以降の自然災害で最悪の被害であります。火災による死者が9割近くを占め、住宅の全壊による死者も1万人に上りました。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓から、住宅の耐震化、延焼リスクの高い密集市街地の解消、津波避難施設の整備といった対策が進められてきました。

本年も6月から8月にかけて、全国各地で豪雨、台風災害により多くの被害が発生しました。さらに、海外のハワイ州マウイ島でも400人近くの死者を出す大惨事となった山火事は記憶に新しいところです。亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げます。

近年は各地で記録的な高温が観測され、台風や豪雨などの自然災害が頻発。世界気象機関（WMO）が異常気象が新しい平常になっていると指摘しているように、私たちは今、未曾有の課題に直面しております。

長野県危機管理部危機管理防災課発行の「信州防災手帳」には以下の3点、一つ目に、どんな災害リスクがあるか、二つ目に過去にどんな災害が発生したか、そして三つ目、これからのような災害が起こり得るのかについて書かれております。

まず一つ目は、私たちの身近にはどんな災害リスクがあるのか。長野県は豊かな自然に囲まれており、私たちはたくさんの恩恵を受けております。でも、その一方で県内ではこれまで多くの災害が発生しており、その脅威にさらされてきました。例えば火山噴火、火砕流、降灰、崖崩れ、土石流、地滑り、また洪水、河岸浸食、内水氾濫あるいは地震、活断層によるずれ、液状化などなどがあります。そのほか、県内では冬季の豪雪、夏季の雷、猛暑なども挙げられます。

大切な生命、財産を災害から守るには、自分が住む地域の災害リスクを正しく知ることが重要です。災害は明日突然起こるかもしれない、災害は決して他人事ではないんだ、災害を自分ごとと捉えて、一人一人が災害から自分の身も守れるように備えておくことが大切です。

次に、二つ目は、長野県では過去にどんな災害が発生しているのか。ここでは水害、土砂災害、地震、火山と様々な災害が起きていることがわかります。一部抜粋しますと、古くは

1961年（昭和36年）6月23日から7月10日にかけての三六災害。天竜川、被害、死者107名、住家全壊903戸。1985年（昭和60年）7月26日の地附山地滑り災害。被害、死者26名、住家全半壊55戸。2006年（平成18年）9月27日の御嶽山噴火。被害、死者58人、行方不明者5人などが挙げられます。

そして、記憶に新しい最近では、2019年（令和元年）10月13日の令和元年東日本台風19号。被害、死者23人、災害関連死18人を含む。住家全壊920戸、半壊2,496戸などなどの災害が発生しました。

規模の大きな災害ほど多くの方はそれを初めて経験することになり、被害を繰り返さないためには、過去の被害を知ることがとても大切です。

そして三つ目は、これからどんな災害が起こり得るのか。まず、大規模地震です。平成27年（2015年）、長野県内では、県内で起こり得る大規模地震について被害想定調査を行い、その結果を公表しております。それによると、県内で最も被害をもたらすと想定されているのが糸魚川静岡構造線断層帯の地震で、想定される被害予想は震度6以上で、死者数が約5,600人から7,100人。全壊・焼失建物数は約8万3千から9万8千棟で、30年以内の地震発生確率は14から30%と言われております。

また、南海トラフ地震も起こると言われており、30年以内の地震発生確率は60から70%、県内では南信を中心に被害が想定されております。

次に、水害・土砂災害です。気象庁の資料によると、日本の年平均気温は100年当たり1.19度の割合で上昇しております。また、1時間降水量80ミリ以上の猛烈な雨の年間発生回数も増加しております。地球温暖化の進行に伴って、大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予想されております。台風や豪雨による水害、土砂災害発生の危険性は年々高まっております。

さらに火山災害です。火山周辺で暮らす皆さんや登山を楽しむ皆さんは、火山が噴火した場合に備えて、それぞれが正しい知識を持ち、火山情報を集める必要があります。

また、地震は過去同じ場所で繰り返し発生しているんだ。次の地震は明日かもしれない。皆さんはその準備ができているでしょうか。

そこでまず、防災・減災対策について、町の現状を3点お聞きします。

1番目は、坂城町では、災害時における地域の消防など関係機関の行動を時系列にまとめたタイムライン、防災行動計画の策定の考えは。また、自身や家族の避難行動計画をあらかじめ時系列に示しておくマイタイムラインの周知及び推進、普及状況は。

2点目は、公明党では、頻発化、激甚化する台風や線状降水帯などの気象災害に対応するため、気象のプロの視点から自治体に助言を行う気象防災アドバイザーの育成と活用を一貫して推進しております。坂城町でも気象災害に対応するため、気象防災アドバイザー活用の考えは。

そして、3点目が防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の下、堤防やダム整備、道路や下水道の老朽化対策など、ハード面の取組に着手してまいりました。また、同時に逃げ遅れなどを防ぐ、地域の実情に沿ったソフト面の対策にも力を入れております。自力での避難が難しい障がいのある方、高齢者を対象に、いつ、どこへ、誰と、どのように、どのような方法で避難するかをあらかじめ決めておく個別避難計画作成の状況は。

以上、3点についてお聞きします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから、1番目の質問としまして、防災・減災対策についてご質問いただきました。

まず、タイムライン、これは防災行動計画の策定の考えはとのご質問がありました。近年、雨の降り方が局地化し、また、集中化、激甚化しており、令和元年の東日本台風では、千曲川・犀川流域全体で記録的な大雨となり、千曲川流域においても大規模な洪水・浸水被害が発生したところであります。

それらによって引き起こされる被害を最小限にするためには、施設整備による対策だけでなく、ソフト面における対策となる、先ほどお話がありましたタイムラインとの組合せが重要となります。

タイムラインとは、大雨や台風などの風水害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、いつ、誰が、何をすることに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画であります。

国、長野県、防災関係機関、地方公共団体などが連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応が可能となるところであり、国土交通省千曲川河川事務所が事務局となり、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会において、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン検討部会を立ち上げ、国、気象庁、長野県、防災関係機関、千曲川・犀川流域の地方公共団体が連携して、令和2年に千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの試行運用が開始され、現在本格運用されているところであります。

当町におきましても、町の中央を南北に千曲川が流れ、台風の接近や大雨などにより洪水・浸水被害が想定されることから、この千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインのメンバーとして、運用を行っているところであります。

この千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインでは、台風や前線、雨量などの気象情報を基に、流域警戒ステージを4段階に区分し、長野地方气象台からの気象概況や台風の進路予想などからの影響の情報や、大学教授などの学識者からの助言により、ステージの移行を判断いたしております。

町におきましては、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの流域警戒ステージとともに、千曲川上田地域の生田地点での水位や、町内雨量などを加味する中で、水防団待機や避難

判断といった基準を設定して、具体的対応につなげております。

このように坂城町の水害の大きな要因となる千曲川においては、町内の状況判断だけでは難しく、台風の進路予測や及ぼす影響のように、専門的な見解や、上流部下流部の状況など、広範囲にわたっての情報収集が必要となりますので、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの運用によって、より正確で早めの判断と防災行動ができるものと考えているところであります。

続きまして、自身や家族の避難行動計画、マイタイムラインの周知及び推進普及の考えはでございますが、大雨や台風の接近等により風水害が起きる可能性があるときに、住民一人一人が、自分自身が取れる標準的な防災行動を時系列的に整理しておくことで、スムーズな防災行動を実施することにつながってまいります。

普段から、各家庭において防災マップで災害区域を把握し、避難行動を確認された上で、自分たちが取るべき行動や避難経路を決めておき、順を追って行動を行えるよう整理しておくことが、速やかで安全な避難につながるものと考えております。

町におきましても、避難行動とマイタイムラインの作成を周知するために、毎年「広報さかき」6月号に掲載して、梅雨の時期や台風シーズンを前に、改めて全町にお知らせしているほか、ホームページに掲載し、年間を通してマイタイムライン作成の周知・促進を行っております。

加えまして、今後は防災説明会や出前講座、各自主防災会が実施する防災訓練など、自主防災会や地域住民と接する機会の際においても、マイタイムラインの作成について、周知してまいります。

次に、気象災害に対応するため、気象防災アドバイザーの活用の考えはとのご質問ですが、気象防災アドバイザーは、国土交通大臣から委嘱を受けた気象庁の退職者や気象予報士といった気象の専門家で、令和5年8月時点で全国で190名が委嘱され、現在32団体から37名が任用されているところであり、県内には三、四名の方がいらっしゃると思っております。

気象防災アドバイザーは、地域に特化した気象解説を行うことができ、気象台から提供された情報の解説や地域における今後の気象の見通しの詳細な解説、河川の水位等について解説など行うことができます。

町としましては、地域に特化した情報も大切ですが、洪水や浸水災害は、町だけでなく、千曲川の上流域や下流域の情報も重要となるところであり、これらの情報につきましては、先ほど申し上げました千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの運用の中で、長野地方気象台や学識者から得られる情報であり、それらの情報を基に、千曲川生田観測所の水位を見極めながら、防災行動を判断・実施することが、速やかな対応につながるものと考えているとこ

ろであります。

また、気象防災アドバイザーの平時の対応としましては、日々の気象解説や地方公共団体職員を対象とした勉強会、地域住民を対象とした講演会やワークショップ、避難計画、タイムライン等の改定・改善の支援、防災訓練への協力などがあるということであります。

気象防災アドバイザーにつきまして、町が任用するというのではなく、地域住民の防災意識の向上や避難行動計画の作成の支援などご協力いただける場面があれば、その活用について、検討してまいりたいと考えております。

次に、自力での避難が難しい障がいのある方や高齢者を対象とした個別避難計画の作成の状況はとのご質問であります。大きな災害に見舞われる都度、その対応、その対策のため法の整備や改正などが行われ、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正では、これまでの災害において、障がい者や高齢者等について情報の提供や避難、避難生活など様々な場面で対応が不十分であったことを受け、避難行動の支援に有効な名簿の作成が必要とされたことから、災害発生時に自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者が避難するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたところであります。

この名簿情報の提供につきましては、町では平成31年4月から、原則、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防や警察、自主防災会、民生児童委員などの関係機関と協定を結び、情報提供をしているところであります。

この名簿情報により、要支援者の平時の見守りや有事の際の避難行動等の支援が可能となったところであります。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正におきましては、令和元年東日本台風等の災害により、多くの高齢者や障がい者が被害に遭われたことを踏まえ、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするため、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされたところであります。

この個別避難計画は、避難支援等を実施するため避難行動要支援者ごとに作成するもので、避難行動要支援者の情報として、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由について記載するものと規定されているところであります。

また、避難支援等実施者氏名または名称、住所、電話番号のほか、避難先や避難経路、そのほか避難に関する事項についても記載するものであります。

作成された計画は、避難情報の伝達や安否の確認のほか、避難所などへの避難の際に活用されるところであります。

当町におきましては、災害時において実際に避難支援を担っていただく各地区の自主防災会を中心に、町も協力しながら作成してまいりたいと考えており、先月開催した各区長の皆さんにご出席いただいた防災説明会において、個別避難計画の作成について説明をさせていただ

たところであります。

現時点で作成された地区等はございませんが、本事業の趣旨を丁寧に説明する中で、引き続き計画作成に向け、地域のご理解をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災・減災対策につきましては、自分の命は自分で守るといった自助、自主防災会を中心とした地域での共助、町が行う公助が重要と考えますので、引き続き地域住民の皆様とともに、災害に強い安心で安全なまちづくりを実現してまいります。

7番（中村君） 今、3点について町長のほうから丁寧な説明をいただきました。ぜひ、災害は待ってくれませんので、事前の準備、本当に大切かと思っておりますので、個別避難計画もこれから各地区で作成されるようですので、また町でまとめていただいて、ぜひ早急な整備をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2点目は、寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業についてです。理容・美容院へ出向くことのできない寝たきりの高齢者や、身体に重度の障がいのある方などの自宅を訪問して、理容・美容サービスを行う事業が実施されております。理容・美容業者の皆様からは、コロナ禍の中で利用を遠慮したり、また、常連の方がお亡くなりになったりして、利用者が減少しているのご意見もお聞きしました。一方で、利用者の皆様からは、訪問し整髪してもらうのはありがたいなどのお声もお聞きすることができました。

坂城町では、寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業が平成25年、2013年3月から実施され、早くも10年が過ぎました。この間、補助対象者及び利用状況、並びに現行の利用方法、回数、補助金額等について見直し拡充するお考えなどをお聞きしてまいります。

そこで、まず寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業について、4点お聞きします。

1点目は、寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業の補助対象者は何名か。

二つ目は、直近3年間の利用状況は。対象者及び利用者数、年間の補助実績額は。

3点目、対象者への周知方法は。

最後に4点目、制度開始から10年が経過しました。現行1回当たりの利用券が1,500円及び交付枚数年間4枚であるが、これを見直し拡充するお考えは。

以上、4点についてお伺いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 訪問理美容事業について、イ. 利用状況及び費用補助の見直しはのご質問にお答えいたします。

町では、高齢者の皆さんにいつまでも快適な生活を送っていただけるよう、高齢者に関する福祉サービスや介護保険サービスについて、ご相談を受けご案内しているところでございます。

町の事業といたしましては、在宅生活を送られています支援が必要な高齢者の方及び重度の障がいを有する方、またその介護者を対象としまして、様々な高齢者の福祉サービス事業を実

施しております。

この高齢者福祉サービスは、介護保険法に基づくサービスとは別に分類され、基本的人権保障の観点から生活困窮者の生活保障や、心身に障がい等があり、支援や介助を必要とする人への援助を行う公的サービスであります。

ご質問いただきました訪問理美容事業につきましては、町が実施している高齢者福祉サービスの一つであり、理美容事業者の皆様のご協力をいただきながら、在宅で外出困難な高齢者等にサービスを提供するもので、あわせて介護者の負担軽減を図るために実施している事業であります。

この事業の対象者といたしましては、在宅で3か月以上寝たきりや認知症の症状のある高齢者の方で、介護保険法第7条第3項の規定により要介護3、4または5の認定を受けた方や、重度の障がいがある方で、在宅で3か月以上寝たきりの状態にある65歳未満の方としております。

また、訪問理美容サービスを提供する事業者につきましては、町に指定登録をいただいている理容所9か所と美容所8か所の計17事業者となっております。

事業の内容といたしましては、町の指定事業者が高齢者等の依頼に応じて自宅へ訪問し、理美容を行うもので、このサービスに係る費用の一部を町が助成するものでございます。利用される方については、毎年事前に利用申請をしていただき、3か月に1枚の割合で利用券を交付しております。

直近3か年の利用状況につきましては、事前に申請をいただきました方を対象者として、令和2年度は対象者38人、うち利用者19人、年間の補助実績額は6万9千円。3年度は対象者29人、うち利用者16人、年間の補助実績額は4万8千円。4年度は対象者32人、うち利用者15人、年間の補助実績額は5万1千円という状況であります。

次に、対象者への周知方法といたしましては、「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」の全戸配布に加え、ホームページでも掲載しており、個別には介護認定で要介護度3以上になられた方に、介護保険証と併せて通知をお送りし、希望される方には事前の登録申請をさせていただくようご案内しているところでございます。

また、介護保険サービスを利用するご家族やご本人と関わりがあるケアマネジャーがケアプラン作成時に、その方の状態に応じて訪問理美容サービスについての案内と申請等の支援をしております。

この事業につきましては、利用券及び交付枚数の見直しについて拡充の考えはとのご質問でありますが、現在の利用状況を見ますと、利用者数につきましては僅かに減少傾向ではありますが、年間利用の補助実績額は利用される方の回数により増減が見られるところであります。

訪問理美容事業の対象となる高齢者の方につきましては、自宅で過ごされていても、申請後

に身体機能の低下などで状態が変わり、入院されたり、施設入所になるケースが見受けられます。

訪問理美容事業につきましては、実施要綱にも定めてありますように、在宅の寝たきり高齢者及び重度障がい者の方を対象に心身のリフレッシュ等、福祉の向上を図ることを目的に実施しております。

利用申請を受付してからお渡しする利用券の金額と交付枚数については、現在のところ見直すことは考えておりませんが、これまでの利用実績を踏まえる中で、高齢者の方など、ご家族の方への周知に、より一層努めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） 今、福祉健康課長さんから説明をいただきました。

そこで、再度質問したいと思います。現状を見るとですね、例年同じ方などが利用され、1人の利用回数は、おおむね2回から2.4回程度と想定されます。ここで参考に千曲市での実施の事例を紹介させていただきます。

直近3年間で、令和2年度から4年度についてです。それによると、令和2年度から3年度までは、1回のカットで全事業所4千円と設定し、1枚の利用券3千円を千曲市が負担し、残りの1千円を自己負担とした。また、令和4年度からは1回のカット代は各事業所で設定し、利用券は1枚1千円を助成とした。ただし、事業所の設定した1回当たりの金額によって、使用できる利用枚数が異なります。

例えばですね、1回のカット代が4千円以上の場合、利用券1枚1千円は4枚まで使用可能。また、1回カット代が3,500円の場合ですと、利用券は1枚1千円は3枚まで使用可能で、残りの500円分は自己負担となります。

利用券の枚数は令和3年度までは1人4枚、1枚3千円が4枚でした。それが令和4年度からは1人12枚、1千円の12枚、金額的には変わっておりません。

一方、坂城町では申請者に1人年間4枚で、1回当たりの助成金額は1,500円。したがって、上記の千曲市との比較で言いますと、1回のカット代が4千円の場合ですと、自己負担額は2,500円。また1回のカット代が3,500円の場合でも、自己負担額は2千円となり、結果として1回のカット代の自己負担額は、千曲市よりも多くなっています。

しかし、一般の皆さんはいかがでしょうか。理美容事業所を年間で何回くらい利用されますか。3か月に1回程度としても、4回くらいになります。再度これについて答弁をお願いしたいと思います。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいま、中村議員さんから再質問をいただきました。他市町村の取組についてというところでございますけれども、坂城町におきまして訪問理美容の事業を実施している事業所につきましては、通常の店舗営業とは別に、町で実施する事業にご理解ご協力をいただく中でしていただいているということで、また改めて感謝を申し上げる次第でござ

います。

なかなか事業所の方からご意見等をお聞きする機会はございませんが、関係する方から情報収集を行い、事業の継続をしてみたいと思います。また、近隣の市町村の実施する状況、内容を参考にして、今後検討してみたいと考えております。

7番（中村君） 今、福祉健康課長さんから前向きなご発言をいただきましたので、ぜひ取組を検討していただき、お願いしたいと思います。

今回の防災・減災対策について、そして寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業について、共に当然のことですが、当事者に寄り添った考えに立つことが重要と考えます。

政府は今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下型地震が70%程度、マグニチュード9級の南海トラフ巨大地震が70から80%の確率で発生すると推定しております。7月に策定した新たな国土強靱化基本計画を踏まえ、防災インフラの整備を戦略的に推進するとともに、地域防災力の強化に向けて、自治体の避難所運営への女性の参画や防災教育などを進める必要があります。対策を進める分だけ命が守られることを肝に銘じ、各家庭においても家具や本棚などを適切に固定したり、備蓄品を確保するなど、平時のうちに備えておくことが大切だと思います。

また、防災では先ほど町長さんからもお話がありましたけれども、以下の3点が重要と言われております。自助、自分の命は自分で守る。2、共助、地域、職場で助け合い被害拡大を防ぐ。3、協働、町民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

そこで、坂城町が他の市町村に先駆けて行動に移していくことが、安全で安心な住みやすいまちづくりにつながるものと考えます。今後、当町での対策・対応の進展に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

副議長（中嶋君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時27分～再開 午後 1時00分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、11番 柘津明子さんの質問を許します。

11番（柘津さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 災害対策について

今年に関東大震災から100年の年です。大正12年9月1日、11時58分に相模湾北西部を震源とするマグニチュード7.9と推定される関東大地震が発生しました。死者・行方不明者は推定10万5千人で、阪神・淡路大震災が推定5,500人、東日本大震災が推定1万8千人ですので、近年の大災害と比べても、その被害の規模と社会経済的なインパクトは極めて大きいことがわかります。

震災当時は台風による強風が関東地方に吹き込み、木造住宅が密集していた東京市などで火災が発生。昼食の時間と重なったことと強風や水道管の破裂もあり、3日間続く大規模な延焼火災に拡大し、近代社会において史上最大規模の被害をもたらしたと言われていています。

関東大震災100年を契機に、それぞれがそれぞれの地域で防災について考え、災害に備える機会となるよう、順次質問していきたいと思えます。

イ. 水害対応について

近年、世界各地で頻発している異常気象は、世界気象機関によりますと、暴風雨や洪水、干ばつといった気象災害の発生件数が1970年から2019年の50年間で5倍近くに増加しているということです。国連の最新報告書によると、地球温暖化が進むほど、熱波や大雨、干ばつ、熱帯低気圧といった異常気象の頻度や強さが世界各地で増えると指摘がなされています。

2014年8月の広島での大雨以降、線状降水帯という言葉も頻繁に使われるようになりました。線状降水帯とは、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することで大雨をもたらすことを言います。この7月の気象庁発表によりますと、線状降水帯予測は非常に難しく、今年の梅雨時期を中心に分析した結果、12回のうち8回は予測できず、見逃しが3分の2に上るという報道がなされました。

気象庁によるプロの集団ですら予測が非常に難しい気象災害に対し、水害対策として町はどのように対応していくのか、4点お伺いいたします。

1点目として、現時点での8月19日の水害の被害の状況をお聞きします。

2点目として、ここ5年間の水害による被災証明書や罹災証明書の証明書の発行枚数をお聞きします。

3点目として、線状降水帯や記録的短時間大雨情報発令時における緊急体制とその対応をお聞きします。

4点目として、短時間での水害は公助での対応に限界があると考えます。共助や自助を促すための町の取組についてお聞きします。

次に、ロ. 避難訓練について。

8月27日に坂城町総合防災訓練が南条小学校構内で実施されました。情報伝達訓練をはじめ避難訓練、避難所運営訓練、水防訓練などを行い、消防署職員によるAED講習、応急手当訓練も行われました。新型コロナウイルス感染症に影響されながらも、毎年継続してきたことは、評価できる素晴らしいことだと思います。ただ、今後は、この数年の経験したことのない気象災害に対応できる体制づくりや訓練が必要となることが予測されます。災害の発生は、日時、場所、季節を選ぶことができません。

そこで1点お伺いいたします。各区等で夜間避難訓練や高齢者避難訓練を実施することが必要と考えますが、町のお考えをお聞きします。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

住民環境課長（山下君） 私からは、1の防災対策についてのイ、水害対応についてのご質問のうち、現時点での8月19日の水害の被害状況についてと共助や自助を促すための町の取組についてと、ロ、避難訓練についてお答えいたします。

最初に、現時点での8月19日の水害の被害状況についてでございますが、19日の15時30分頃から雨が降り始め、16時9分には大雨警報が発令されて以降、役場の雨量計において、時間雨量で60ミリを超える大雨が短時間で観測されたところであります。

この豪雨により、立町地区周辺の前田川では、河川が溢水し、周辺の家屋等8件に浸水の被害が発生いたしました。このうち、床上浸水が4件で、住宅が1件、空家が2件、店舗が1件という状況でありました。

また、床下浸水も4件発生し、住宅が3件と店舗が1件という状況であります。

このほかに、中之条地区においても工場1件の浸水被害が発生したところであります。道路を流れた雨水が工場敷地内に入り込み、床上浸水の被害があったところであります。

次に、共助や自助を促すための町の取組についてであります。今回の浸水被害のように、雨が降り始めてから短時間で被害に及んでしまうような場合におきましては、自分の命や財産は自らで守る自助や、お互いに助け合う共助の力がとても重要であると考えているところであります。

自助につきましては、自らが行動していただくこととなりますが、いざというときに行動が起こせるよう、普段から防災ハザードマップにより、自身の家がどういった場所にあり、どのような災害が想定されるのかをあらかじめ把握していただき、日頃から備えをしていただきたいと考えているところであります。全ての世帯に対しまして、防災ハザードマップをお配りさせていただいているほか、町ホームページにも掲載しているところであります。

また、災害時に取るべき行動につきましても、各地域にて開催する出前講座などをご説明しているほか、「広報さかき」や町ホームページにも掲載し周知を図っているところであります。

一方、共助につきましては、町総合防災訓練や防災説明会など、各地域の自主防災会が集まる場面において、想定される災害に対し、自主防災会がどのように行動するのかを訓練に取り入れるなど、防災行動や共助の必要性を促しているところであります。

今後におきましても、地域に特化した災害を想定した防災訓練や出前講座などができるよう、地域の自主防災会と連携してまいりたいと考えております。

次に、ロの避難訓練についてとして、各区等で夜間避難訓練や高齢者避難訓練を実施することが必要と考えるが、町の考えはとのご質問でございますが、大雨や台風などによる洪水・浸水災害の発生するような状況下では、中核避難所などへの避難は昼夜を問わず、移動に係るリスクがございます。

ご質問のように、災害の発生は、日時、場所、季節を選ぶことができません。そのため、まず、日頃から、テレビ、ラジオ、防災無線などの災害情報の警戒レベルに注意し、早めの避難行動を意識することが大切であります。

命を守る避難行動について、避難とは難を避けることであり、立ち退き避難と屋内安全確保がございます。立ち退き避難は、町が指定した中核避難所への避難、知人宅や親戚が安全な場所であれば、そこに避難していただくことや、安全が確保できる宿泊施設等へ避難していただく方法がございます。より早めの行動とはなりますが、車中避難もその一つとして考えられるところであります。

8月27日に南条小学校で実施いたしました町総合防災訓練におきましても、南条地区の自主防災会の方々には、実際に中核避難所である南条小学校まで歩いていただくことで、避難経路の安全や状況を再確認していただいたところであります。このように、日頃から各家庭でも避難経路を確認していただくことによって、万が一の夜間の避難においても、安全に対応できるものと考えております。

また、もう一方の屋内安全確保でございますが、浸水被害が50センチ未満の地域など、一部の地域が該当する例外的な方法ではありますが、自宅等の建物内にとどまり、安全を確保する避難行動で、これも日頃からハザードマップ等を参考に確認していただき、どちらがより安全であるか、認識を持っていただくことが大切であります。

このように避難につきましては、状況に応じて様々な方法が考えられます。いざというときのため、どのような行動を取るかについて、日頃から地域や家庭で避難場所や避難経路、屋内安全確保の妥当性などについて確認していただき、いつやってくるかわからない災害に備え、早めの対応を意識していただくことが大切であると考えております。

各区等で夜間避難訓練や高齢者避難訓練を実施することが必要かとのご質問でございますが、夜間の避難が、日中と比べてどれだけリスクが上がるかを知ることも大切ではありますが、平時において避難の準備をしておく中で、地域の皆様と連絡を取り合うことで、早めの自主避難ができる体制をつくっていただければ、防災訓練や出前講座などで、自主防災会の皆様にご説明してまいりたいと考えております。

また、高齢者の避難訓練におきましては、各自主防災会などで開催する防災訓練において、ワークショップや机上訓練のディグなどを活用して避難訓練を行っていただくほか、各区等で個別避難計画の作成に努めていただきますよう、支援してまいりたいと考えております。

町といたしましては、災害の発生が予想されることがあれば、早い段階で災害対策本部を立ち上げ、移動が困難になる時間の前に高齢者や避難に支援が必要な皆様が余裕を持って安心して避難ができますよう、適切に避難指示をはじめとした情報伝達ができるよう努めてまいりたいと考えております。

収納対策推進幹（細田さん） 私からは、イ. 水害対応についてのうち、被災証明書及び罹災証明書の発行枚数についてのご質問にお答えいたします。

被災証明書と罹災証明書でございますが、町において交付するものは、どちらの証明書も地震や暴風雨などによる自然災害によって建物等に被害を受けた際に交付されるものであります。

二つの証明書の違いといたしましては、被災証明書は、住家以外の工場・店舗のほか、家財や車両等の物件等の被災した事実を証明するものであり、また、罹災証明書は、現実に居住のために使用されている建物である住家に受けた被害について、町が被害の程度を判定し、その程度等を証明するものであります。

被害の程度につきましては、内閣府が制定した全国統一の基準を用いて判定を行っており、初めに外観目視判定である一次判定を実施し、一次判定により判断ができない場合は、立入り実地調査による二次判定を実施することとなります。

二次判定にあたっては、住家の床や外壁、内壁など9区分の部位別の被害程度や被害面積などを算出し、住家全体に対する損害割合に応じて、一部損壊・準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊の6段階の区分に判定するものであります。

ご質問の過去5年間の水害における被災証明書及び罹災証明書の発行枚数につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて日本列島を通過した台風19号により、当町においても大きな被害を受けた令和元年東日本台風災害を起因として発行した被災証明書5件、罹災証明書2件のほか、先月19日に発生した集中豪雨により、町で把握した情報を基に一次判定、二次判定を実施した結果を踏まえ、被災証明書5件、罹災証明書4件について申請のご案内をし、現在、被災証明書1件を交付したところでございます。

総務課長（関君） 私からは、イの水害対応についてのご質問のうち、線状降水帯や記録的短時間大雨情報発令時における緊急体制とその対応に関するご質問にお答えいたします。

まず、線状降水帯は、発達した積乱雲が带状に連なり、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することによって作り出される雨域をいい、過去を振り返りましても、令和2年の熊本県球磨川の水害や、平成30年の西日本豪雨などの大規模災害において観測されたほか、今年に入りましても、九州地方や北陸地方など各地で観測されたことは記憶に新しいところでございます。

気象庁は、線状降水帯が発生する可能性が高まった場合には、半日前から6時間前を目安に気象情報の中で警戒を呼びかける取組を行っておりまして、これによりまして大雨災害が発生する危険度が急激に高まることがあるために、線状降水帯というキーワードを使うことで、警戒心をより強めてもらう情報として位置づけているところでございます。

しかし、ご質問にもありましたように、現段階においては、線状降水帯による雨量も含めた大雨の正確な予測は難しく、あわせてこの呼びかけを行っても必ずしも線状降水帯が発生する

とは限りませんので、大雨になる可能性が高い状況にあるということは間違いございませんので、町で発する避難情報や大雨警報等の情報と併せて活用することが重要であるとされているところでございます。

一方、記録的短時間大雨情報は、数年に一度程度の割合で発生する短時間の大雨を観測したり、解析した場合に限り発表されるものでありまして、府県予報区ごとの1時間雨量の歴代1位または2位の記録を参考にした雨量基準以上の雨が降っており、その地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような場合に発表されるものでございます。

この情報が発表された段階では、災害が発生する危険度が急速に高まっている状況にあることが考えられ、観測した時点、もしくは発表された時点では、既に町として町民の皆さんに一定の避難行動を促しているものと推測されるところでございます。

こうした情報のほかにも特別警報や氾濫危険情報など、大雨の際に気象庁が発表する情報は数多くありまして、町民の皆さんにとってかえってわかりにくいと懸念されるところではあります。大雨や土砂災害に関する指標の一つとして捉えていただく一方で、町からの避難情報に注視していただきたいと考えているところでございます。

町といたしましては、線状降水帯や記録的短時間大雨情報が発令された際に、それぞれのケースごとに緊急体制を決めておくということではなく、これらの情報を含め、事前の段階から河川の水位の上昇、また気象庁等から発表される予測雨量などを見る中で総合的に判断しまして、警戒レベルに応じた情報を早い段階からお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

町民の皆様につきましては、気象情報とともに町からお知らせする防災行政無線や「すぐメール」などに注視していただき、自らの命は自らが守るを念頭に置きながら、状況に応じて早期の避難行動に心がけていただきたいと考えております。

11番（柵津さん） ご答弁いただきました。坂城町には防災ハザードマップがあります。しかし、先日発生した予期せぬ集中豪雨は、ハザードマップでは対応できません。各区で起きている内水氾濫については、地域ごとに内水氾濫箇所の把握と対策が必要であると考えます。

各区には昔から伝わる地域の言い伝えがあり、防災に関するものが多いと思います。先人が残した言葉は経験に基づいたものなので、貴重な防災の手がかりとなることでしょう。過去の災害で得られた貴重な教訓を生かすことが、実災害において多くの命を救う結果となると信じています。

先日、東御市柵津小学校の4年1組の有志が、この夏休み中に1泊2日の宿泊学習を同小学校で行いました。学校行事以外で思い出に残る行事として企画し、防災や避難について学んだとのことでした。

私は、そのような場所で地区の年配者から若い人に経験を傳承し、大人も子どもも地域の災

害の歴史を学ぶことが重要だと考えます。そして、公助として町にできることは、情報共有と危機管理部の設置だと思います。ぜひ危機管理部の設置について早急にご検討ください。

まとめとしまして、町民の方にお伝えします。今まではなかったからとか、私の身には起こったことがないからなど、何の根拠もない自信や思い込みは捨ててください。過去の経験ではどうだったからは、もう当てにはならないということを肝に銘じてください。自助、共助、公助がありますが、まずは自助です。自分の命は自分で守ってください。

次に、生きる支援について。

2003年に世界保健機構と国際自殺予防学会が、9月10日を世界的に自殺対策に取り組む責任があると決意し、世界自殺予防デーとしました。日本では自殺対策を推進するために、自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要であるとし、世界自殺予防デーから1週間の9月10日から16日を自殺予防週間と位置づけています。

自殺について、平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策が大きく前進し、自殺者数は減少傾向にあるものの全国で年間2万人を超え、非常事態は続いています。自殺対策基本法は、施行から10年の節目にあたる平成28年に大きく改正され、併せて平成29年7月に見直された自殺総合対策大綱により、自殺対策は生き心地のいい地域をつくることとされました。

坂城町では、自殺対策基本法に基づき、生きる支援に関連する事業を洗い出し、町全体で自殺対策を推進するため、平成31年に坂城町自殺対策推進計画を策定し、計画期間中の自殺者数を9人以下とすることを目標としました。

そこで、イ. 自殺予防対策の取り組みについて。

令和4年、長野県精神保健福祉センター自殺対策統計によりますと、長野県内の自殺者数は、平成30年335人、令和元年344人、令和2年334人、令和3年331人、令和4年349人、過去5年間で最多となりました。1日約1人のペースで自殺が発生しています。月別推移では5月から8月が多く、年間を通して多くなり、原因・動機では健康問題が多い傾向だが、令和4年は家庭問題、経済・生活問題、勤務問題が増えています。年代別では、男性は70代以上が増加、女性では60代、70代以外の各年代で増えているというデータが公表されました。

そこで4点お伺いいたします。

1点目として、町における自殺者数の推移とその傾向についてお聞きします。

2点目として、今年が坂城町自殺対策推進計画の最終年です。来年度からスタートする新計画の進捗状況をお聞きします。

3点目として、自殺予防対策の取組の状況についてお聞きします。

4点目として、ゲートキーパー研修の取組と今後の計画についてお聞きします。

ロ. 子どもの自殺について

先ほどの県の統計データで私が危惧していることは、女性が2年連続で増加していることと、小中高生が過去最多の水準になっているということです。全国でも子どもの出生数が1899年以降過去最低で、初の80万人を割り込み、年々少子化が進む中で、子どもの自殺者数は500人を超え過去最高となり、問題が深刻化しています。この現状を町はどのように受け止めているのでしょうか。

そこで2点お伺いいたします。

1点目として、子どもたちに向けた自殺防止のための啓発指導として、SOS出し方教育がありますが、どのように進めているのかお聞きします。

2点目として、子どもたちが相談しやすい環境づくりへの町の考えについてお聞きします。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねします。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんから2番目としまして、生きる支援についてご質問いただきました。イ、ロとご質問をいただきましたが、私からは、イの自殺予防対策の取り組みについてお答えしまして、ロについては、担当課長から答弁いたします。

さて、日本全国の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、社会の問題と認識されるようになり、総合的な自殺対策が推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者が増加し、総数は11年ぶりに前年を上回り、令和3年の総数は前年から減少したものの、女性の自殺者数が増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目に高い水準となっております。

また、長野県におきましては、平成10年以降年間の自殺者数は480人から580人前後で推移しており、平成20年以降は減少傾向で推移してきたものの、全国の推移と同様に、令和に入り増加が見られている状況であります。

近年、私たちを取り巻く状況は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢や価格高騰等の社会情勢、著名人の自殺報道による自殺の連鎖など、いわゆるVUCA（ブーカ）、これは先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代のことでもありますけれども、社会情勢・社会環境の変化による自殺者の増加が危惧される状況となっております。

さて、ご質問の町の自殺者数の推移についてであります。町では年間の自殺者数が1人という年もあり、プライバシーへの配慮といった観点から5年単位で申し上げますと、自殺者数は平成20年から24年が19人、25年から29年が13人、30年から令和4年が9人と、減少傾向にあります。

また、町の平成29年から令和3年の人口10万人に対する自殺死亡率は平均で9.3と

なっており、長野県の16を下回っている状況であります。

こうした状況を見ますと、町におきましては、全国や県全体の傾向である新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の変化により、自殺者が増加したといった傾向は見られない状況であります。

また、町内の男性の自殺者数は減少しているものの、女性は横ばいの状況となっており、年代別では、男性は50代から70代、女性は40代の自殺が多い状況となっておりますが、こちらに関しましても、全国的な傾向である、女性や小中高生の自殺者の増加といった状況は見られないところであります。

町の自殺された方の動機・原因といたしましては、いのち支える自殺対策推進センターの自殺実態プロファイルによりますと、平成29年から令和3年までの5年間において、家族問題や健康問題が多く、そのほか勤務問題などが挙げられているところであります。

続きまして、町の自殺対策推進計画についてのご質問にお答えいたします。

平成18年10月に施行されました自殺対策基本法は、10年後の平成28年に大きく改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、全国どこでも生きることの包括的な支援として自殺対策が推進されるよう、全ての都道府県及び市町村が当該地域の自殺実態を踏まえた地域自殺対策計画を策定することとされました。

これを受けまして、町におきましても、町民の皆様の現状やニーズを把握し、計画に反映させるため、無作為抽出方式によるアンケート調査を実施するとともに、全庁的な取組として、自殺対策に関連する各課の事業の取りまとめ等を行い、令和元年度から5年度を計画期間とする坂城町自殺対策推進計画を策定いたしました。

今年度が計画期間の最終年度となることから、現在は令和6年度から10年度を計画期間とする第2次坂城町自殺対策推進計画の策定を進めており、5月に各課の施策の評価を実施し、8月に無作為に抽出した650名の町民の皆様にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査におきましては、59.2%の方からご回答をいただいたところであり、いただいたご意見を計画に反映し、今年度中に策定する予定としているところであります。

次に、自殺予防対策の取組の状況であります。町では精神科医師または精神保健福祉士が日常の中で困っていることや悩みなどについて相談に応じるこころの健康相談を年に5回開催しているほか、様々な悩みや事情に対応するため、弁護士や精神科医師、生活就労支援センター等が相談に応じるこころ・法律・仕事のなんでも相談会を令和元年度から千曲市と共催で年1回、いずれも無料で開催しているところであります。

また、町保健センターにおきましては、不安や悩みを抱えられている方のご相談を随時お聞きしているほか、国や県でも相談窓口を設置し、SNSを開設しているところであります。

次に、ゲートキーパーの取組についてであります。ゲートキーパーは、自殺の危険を示す

サインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることで、かけがえのない命を救うことが期待されていることから命の門番とも言われております。

ゲートキーパーには特別な資格は必要なく、家族や地域、職場などにおいて誰もができることであり、私も研修を受けたゲートキーパーの1人ですが、町におきましても町の保健師が講師となり、これまでに町議会議員の皆様や区長の皆様、民生児童委員、保健補導員等が集まる会議の際に時間をいただき、ゲートキーパー研修を実施してまいりました。

なお、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大勢の方が参加する会議等の開催ができなかったため、ゲートキーパー研修も少人数の団体の方を対象に実施してまいったところでありましたが、現在は5類となり、会議等の開催も再開されてまいりましたことから、今後、再び区長の皆様など多くの皆様に研修を実施してまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、2の生きる支援についてのご質問のうち、ロ. 子どもの自殺についてのご質問にお答えいたします。

町の自殺対策推進計画においては、就学期の児童生徒に対する取組として、学校におけるSOSの出し方についての教育や、児童生徒が適切な支援を受けられるよう、学校と教育委員会を中心に関係機関が連携することにより、子どもたちの自殺リスクの低減を図ることとしております。

ご質問の子どもたちに対する自殺防止のための啓発・指導として、学校におけるSOSの出し方の学びにつきましては、まず、小学校では、学年ごと外部講師による講演や保健の授業において、命の大切さや命の守り方、困ったときの助けの求め方、不安やストレスを感じた場合の対応についての学習を進めております。

中学校においては、3学年を対象に、県教育委員会の推奨教材により、1人で悩まず相談することや、悩んでいる人の悩みを聞いてあげることなどについての学習を実施しております。

次に、子どもたちが相談しやすい環境づくりにつきましては、小中学校では、毎月、教育・心理カウンセラーが巡回し、児童生徒や保護者がカウンセリングを受けられる機会を設けております。このほか、各学校において1人1台端末を活用し、児童生徒一人一人が自分らしさを大切に、学校生活の中で自らの生活態度や心持ちを振り返り、より充実した日々を送るためのアンケートを定期的実施し、児童生徒が困り事を発信しやすい学級運営に取り組んでおります。

また、子どもたちが相談しやすい環境をつくる上では、周囲の大人が子どもたちのSOSのサインを受け止め、適切な支援につなげていくことも重要でありますので、学校職員を対象とした講演会や研修を実施するとともに、PTAにおいても講演会や保健だよりなどを通じ、保護者への啓発にも取り組んでおります。

さらに、教育委員会といたしましては、平成25年度から教育コーディネーターを置き、専

門的な見地による学校への助言や、教育をはじめ保健、福祉に携わる機関との情報共有を行い、関係機関が連携し、児童生徒が切れ目なく必要な支援を受けられる体制づくりを進めております。

このほか、児童生徒の家庭が経済的に困窮することも自殺リスクとなり得ることから、経済的に就学が困難な家庭に対し、町奨学金や就学援助などの制度による支援を行っております。

引き続き、子どもたちを自殺リスクから守り、健やかに成長できるよう、子どもたちや保護者、教職員への啓発を推進するとともに、関係機関の連携を一層深め、必要な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

11番（柗津さん） ご答弁いただきました。最近、先生方の働き方改革が叫ばれています。私は、先生方の何でも屋はやめるべきと考えます。例えばプールはプール管理員に、施設は施設管理員に、安全対策は警備員に、登下校は警察と保護者・地域に、部活動は部活動指導員にお任せすべきです。やはり、餅は餅屋です。先生を都合よく使い回さず、学習指導や生徒指導、生徒一人一人に寄り添い、言葉にならないサインをどうすれば見逃さないのかなど、本来のやるべき仕事に集中してもらうことが大事と考えます。

御代田町では、保育士の負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間を確保するため、今年4月から町内の各保育園に用務員さんを配置する取組を行っています。

そこで1点再質問します。子どもたちが相談しやすい場をつくるために、先生方の時間の確保が必要だと考えます。先生がより子どもの声に耳を傾ける時間の確保のために、保育園、小中学校で先生をサポートする専門スタッフやボランティアスタッフを配置したらどうでしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

町では、教員が児童生徒と向き合う時間を増やせるよう、小中学校への教育業務支援員、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入などにより、教員の負担軽減を図っているところであります。

また、学校では、児童生徒への支援ニーズが多様化していることから、外国籍児童生徒支援員や障がいのある児童をサポートするインクルーシブ教育支援員などの支援を必要に応じ各校に配置しております。

また、保育園では、支援の必要な児童に対し加配保育士を各保育園に配置しているところでございます。

また、保育園では、園行事の際には地域のボランティアのご協力をいただく中で園の行事を行っており、また学校におきましても、地域の学校支援ボランティアのご協力を得る中で、学校行事や特別活動の運営を行っており、引き続き地域の皆さんが学校運営等に参画する機会を確保するとともに、学校教育活動のPR、見える化を進めてまいりたいと考えております。

教員、保育士の負担軽減を図るため、人的支援や業務効率が一層求められております。学校、保育園と連携を密にする中で、一人一人の児童生徒が安心して学校生活、園生活を過ごせるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

11番（柗津さん） ご答弁いただきました。坂城町でもぜひ増員していただきたいと思います。未来の子どもたちを支えているのは人です。削るべきところは人ではないと思います。

8月13日付の信濃毎日新聞では、県内チャイルドラインが人手不足のため、対応できるのは3割ほどという衝撃の記事が掲載されました。一体子どもたちの声はどこに届くのでしょうか。周りにいる大人ができることはないのでしょうか。

こども家庭庁が発足し、こどもまんなか応援サポーター宣言をされている県や市町村が増えました。子ども真ん中社会の真ん中に穴が空いていませんか。落ちると自殺に追い込まれる穴へ子どもが落ちないでしょうか。もう一度本気になって、子どもの声、現場の声を聞いてください。

最後に、平成21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」リーフレットに記載されていた子どもがSOSを出した際の対応をご紹介します。8月25日付の信濃毎日新聞にも掲載されていましたが、全国不登校新聞の石井代表理事も14年前と同じことをおっしゃっていました。

子どもの自殺のおそれがある場合には、1、言葉に出してあなたのことが心配だと伝える、T e l l。2、死にたいと思っているかどうか率直に尋ねる、A s k。3、絶望的な気持ちを傾聴する、L i s t e n。4、少しでも危険を感じたら安全を確保する、K e e p s a f e。四つのアルファベットの頭文字を取ってT A L K（トーク）の原則が重要とのこと。

14年間の長い年月がたっても大切なことは変わっていないようです。SOSを言葉にできず、体からサインを発している子どもに少しでも気づけるよう、町一丸となり子どもを守りましょう。

新型コロナウイルス感染症で学校が一斉に休校になったとき、親たちが何に困ったか聞いたところ、この子を置いて仕事に出かけられない、昼食を作らなければならないという声でした。勉強が遅れるというよりも、学校に求めていたのは託児機能だったのではないのでしょうか。私は地域に託児機能を持った居場所が増えることを期待します。

以上で私の一般質問は終わります。

副議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

11日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時48分）

